

令和5年9月28日

▼タイトル

令和5年9月高島市議会定例会（最終日）の結果

▼内容

本日、以下の議案を議決し、令和5年9月定例会を閉会しました。

■議案数

		議決 案件	決算 認定	条例 案件	予算 案件	請願	決議	
委員会付託中の議案		2	9	6	4	2		
本日追加 提出議案	市長提案							
	議員提案			1			3	
計		2	9	7	4	2	3	
うち議決議案数（計27件）		2	9	7	4	2	3	
継続審査件数		なし						

■本日の議決状況

○議決案件

- ・議第58号および議第59号は、原案のとおり可決しました。

○決算認定

- ・議第60号から議第64号まで、および、議第66号から議第68号までの8件は、認定しました。
- ・議第65号は可決および認定しました。

○条例案件

- ・議第69号から議第71号まで、および、議第73号、議第74号、ならびに議第79号の6件は、原案のとおり可決しました。
- ・発議第2号（高島市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

案)は、原案のとおり可決しました。※別紙

○予算案件

- ・議第75号から議第78号までの4件は、原案のとおり可決しました。

○請願

- ・請願第3号および請願第4号は、不採択とすることに決定しました。

○決議

- ・決議第8号(高木広和議長に対する不信任決議)は、原案を否決しました。
- ・決議第9号(是永宙副議長に対する不信任決議)は、原案を否決しました。
- ・決議第10号(農産物等輸出拡大施設整備事業における補助金未返還事案への刑事告訴を求める決議)は、原案のとおり可決しました。※別紙

以上

▼問い合わせ先

○所 属： 議会事務局

○電話番号： 0740(25)8140

○ファックス： 0740(25)8146

高島市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

高島市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年高島市条例第320号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「末日」を「末日まで」に改め、同項ただし書を削る。
別表中

「

広聴費	住民からの市政および会派または無所属議員の政策等に対する要望、意見を聴取するための会議等に要する経費 (会場費、印刷費、茶菓子代等)
人件費	調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費 (事務所の賃借料、維持管理費、備品・事務機器購入費、リース代、電話代、郵便料金(信書便の料金を含む。)、インターネット接続料・通話料等)
その他の経費	上記以外の経費で調査研究活動に必要な経費

」を

「

広聴費	住民からの市政および会派または無所属議員の政策等に対する要望、意見を聴取するための会議等に要する経費 (会場費、印刷費、茶菓子代等)
要請・陳情活動費	要請、陳情活動を行うために必要な経費 (資料印刷費、通信運搬費、交通費、宿泊費等)
人件費	調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費 (事務所の賃借料、維持管理費、備品・事務機器購入費、リース代、電話代、郵便料金(信書便の料金を含む。)、インターネット接続料・通話料等)

」に

改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

高島市議会政務活動費の交付に関する条例

現 行	改 正 案																																
<p>(交付の方法)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 政務活動費は、交付月の<u>末日</u>に交付する。<u>ただし、その日が高島市の休日を定める条例（平成17年高島市条例第2号）第1条に定める市の休日に当たる場合は、その翌日とする。</u></p>	<p>(交付の方法)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 政務活動費は、交付月の<u>末日まで</u>に交付する。</p>																																
<p>別表（第5条関係）</p>	<p>別表（第5条関係）</p>																																
<p>政務活動費使途基準</p>	<p>政務活動費使途基準</p>																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="240 819 327 857">項目</th> <th data-bbox="327 819 794 857">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="240 857 327 1077">研究研修費</td> <td data-bbox="327 857 794 1077">研究会、研修会を開催するために必要な経費または他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費 (会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、交通費、旅費、宿泊費等)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="240 1077 794 1133" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 1133 327 1352">広報費</td> <td data-bbox="327 1133 794 1352">調査研究活動、議会活動および市の政策について住民に報告し、広報するために要する経費 (広報紙発行費、報告書印刷費、送料、会場費等)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 1352 327 1520">広聴費</td> <td data-bbox="327 1352 794 1520">住民からの市政および党派または無所属議員の政策等に対する要望、意見を聴取するための会議等に要する経費 (会場費、印刷費、茶菓子代等)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 1520 327 1608">人件費</td> <td data-bbox="327 1520 794 1608">調査研究活動を補助する職員を雇用する経費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 1608 327 1861">事務所費</td> <td data-bbox="327 1608 794 1861">調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費 (事務所の賃借料、維持管理費、備品・事務機器購入費、リース代、電話代、郵便料金(信書便の料金を含む。)、インターネット接続料・通話料等)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 1861 327 1944">その他 の経費</td> <td data-bbox="327 1861 794 1944">上記以外の経費で調査研究活動に必要な経費</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内 容	研究研修費	研究会、研修会を開催するために必要な経費または他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費 (会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、交通費、旅費、宿泊費等)	(中略)		広報費	調査研究活動、議会活動および市の政策について住民に報告し、広報するために要する経費 (広報紙発行費、報告書印刷費、送料、会場費等)	広聴費	住民からの市政および党派または無所属議員の政策等に対する要望、意見を聴取するための会議等に要する経費 (会場費、印刷費、茶菓子代等)	人件費	調査研究活動を補助する職員を雇用する経費	事務所費	調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費 (事務所の賃借料、維持管理費、備品・事務機器購入費、リース代、電話代、郵便料金(信書便の料金を含む。)、インターネット接続料・通話料等)	その他 の経費	上記以外の経費で調査研究活動に必要な経費	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="820 819 906 857">項目</th> <th data-bbox="906 819 1375 857">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="820 857 906 1077">研究研修費</td> <td data-bbox="906 857 1375 1077">研究会、研修会を開催するために必要な経費または他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費 (会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、交通費、旅費、宿泊費等)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="820 1077 1375 1133" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="820 1133 906 1352">広報費</td> <td data-bbox="906 1133 1375 1352">調査研究活動、議会活動および市の政策について住民に報告し、広報するために要する経費 (広報紙発行費、報告書印刷費、送料、会場費等)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="820 1352 906 1520">広聴費</td> <td data-bbox="906 1352 1375 1520">住民からの市政および党派または無所属議員の政策等に対する要望、意見を聴取するための会議等に要する経費 (会場費、印刷費、茶菓子代等)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="820 1520 906 1648">要請・ 陳情活 動費</td> <td data-bbox="906 1520 1375 1648">要請、陳情活動を行うために必要な経費 (資料印刷費、通信運搬費、交通費、宿泊費等)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="820 1648 906 1736">人件費</td> <td data-bbox="906 1648 1375 1736">調査研究活動を補助する職員を雇用する経費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="820 1736 906 1998">事務所費</td> <td data-bbox="906 1736 1375 1998">調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費 (事務所の賃借料、維持管理費、備品・事務機器購入費、リース代、電話代、郵便料金(信書便の料金を含む。)、インターネット接続料・通話料等)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内 容	研究研修費	研究会、研修会を開催するために必要な経費または他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費 (会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、交通費、旅費、宿泊費等)	(中略)		広報費	調査研究活動、議会活動および市の政策について住民に報告し、広報するために要する経費 (広報紙発行費、報告書印刷費、送料、会場費等)	広聴費	住民からの市政および党派または無所属議員の政策等に対する要望、意見を聴取するための会議等に要する経費 (会場費、印刷費、茶菓子代等)	要請・ 陳情活 動費	要請、陳情活動を行うために必要な経費 (資料印刷費、通信運搬費、交通費、宿泊費等)	人件費	調査研究活動を補助する職員を雇用する経費	事務所費	調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費 (事務所の賃借料、維持管理費、備品・事務機器購入費、リース代、電話代、郵便料金(信書便の料金を含む。)、インターネット接続料・通話料等)
項目	内 容																																
研究研修費	研究会、研修会を開催するために必要な経費または他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費 (会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、交通費、旅費、宿泊費等)																																
(中略)																																	
広報費	調査研究活動、議会活動および市の政策について住民に報告し、広報するために要する経費 (広報紙発行費、報告書印刷費、送料、会場費等)																																
広聴費	住民からの市政および党派または無所属議員の政策等に対する要望、意見を聴取するための会議等に要する経費 (会場費、印刷費、茶菓子代等)																																
人件費	調査研究活動を補助する職員を雇用する経費																																
事務所費	調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費 (事務所の賃借料、維持管理費、備品・事務機器購入費、リース代、電話代、郵便料金(信書便の料金を含む。)、インターネット接続料・通話料等)																																
その他 の経費	上記以外の経費で調査研究活動に必要な経費																																
項目	内 容																																
研究研修費	研究会、研修会を開催するために必要な経費または他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費 (会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、交通費、旅費、宿泊費等)																																
(中略)																																	
広報費	調査研究活動、議会活動および市の政策について住民に報告し、広報するために要する経費 (広報紙発行費、報告書印刷費、送料、会場費等)																																
広聴費	住民からの市政および党派または無所属議員の政策等に対する要望、意見を聴取するための会議等に要する経費 (会場費、印刷費、茶菓子代等)																																
要請・ 陳情活 動費	要請、陳情活動を行うために必要な経費 (資料印刷費、通信運搬費、交通費、宿泊費等)																																
人件費	調査研究活動を補助する職員を雇用する経費																																
事務所費	調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費 (事務所の賃借料、維持管理費、備品・事務機器購入費、リース代、電話代、郵便料金(信書便の料金を含む。)、インターネット接続料・通話料等)																																

農産物等輸出拡大施設整備事業における補助金未返還事案への
刑事告訴を求める決議

本事業は令和3年度の国の補正予算で事業採択され、市は7億4,941万5千円の交付決定を県から受けて、間接補助事業者である(株)風車に同額の交付決定を行なった。

その後、間接補助事業者である(株)風車から請求があった概算払いによる補助金交付請求書を受領し、3億7,375万円を概算払いとして市費で支払った。

しかしながら本事業は、国および県が令和5年4月に補助金交付決定の取り消しをしたため、市は(株)風車に概算払いした3億7,375万円の返還を求めて返還命令書や督促状を発出したが返還されなかった。

よって市は民事訴訟を行ったが、確実に3億7,375万円を取り戻すためにも、高島市議会は刑事告訴を速やかに行うことを高島市に求めるものである。

以上、決議する。

令和5年9月28日

高島市議会